

令和8年度消費者教育推進講師派遣事業実施要領

長野県消費生活センター

1 趣旨

平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育の推進にあたっては、世代に応じて、また、学校・地域社会・家庭・職場等の場の特性に配慮した取組が必要とされている。

また近年、消費者トラブルの内容が多様化・複雑化する中、本県では、消費者自らが情報を適切に選択し、活用できる判断力を身につけ、自己の判断・責任に基づいた消費行動ができる「自立した消費者」になることを目指している。

そこで、効果的な消費者教育を行っていくことを目的に、希望する者に対し、消費者問題に関する専門家等の講師を派遣し、消費者教育の推進を図る。

2 派遣の対象

消費者教育に関する研修会等を希望する者からの要請に対して、長野県消費生活センター（以下「センター」という。）が必要と判断した場合に派遣を行う。

3 実施内容・方法

実施に際しては、要請する者の希望する内容に応じて、センターと要請する者との間で調整の上行う。

なお、講師への依頼及び謝金等の支払いは、センターが行う。

4 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 派遣の流れ

- (1) 派遣を希望する者は、様式1の申請書をセンターへ提出する。
- (2) センターは、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、申請者と日程や希望講師等の調整を行い、派遣する講師への依頼及び日程調整を行った上で、派遣を決定し、様式2により申請者に通知する。
- (3) 申請者は派遣が決定した講師と細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。センターは必要に応じて、申請者と講師の間の調整を行う。
- (4) 申請者は研修終了時に、アンケートを実施する。なお、アンケートの内容、実施方法については、センターと申請者との間で調整の上行う。

- (5) 研修終了後、センターは県の所定の基準に沿って、講師に対し謝金及び旅費等を支払う。
- (6) 研修終了後速やかに、申請者は、様式3の研修結果報告書をセンターに提出する。

6 派遣申請受付期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

※先着順のため、申請状況により、期間内でも受付終了となる場合がある。

※原則として、派遣申請受付日の2カ月後以降の派遣とする。

なお、本事業未活用の者に対し積極的な活用を促進するため、申請・派遣は1者につき年度ごとに1回までとすることを原則とする。

(例 1学校・1団体につき1回)

また、申請上限に達した場合は、本事業未活用の者からの申請を優先とし派遣先を決定する。

7 その他

- (1) 研修で使用する資料の印刷は、センターが行う。
- (2) 派遣に係る講師謝金及び旅費は、原則としてセンターで負担するが、申請者の希望により講師謝金が県の規定額を超える場合は、当該超過分を申請者の負担とする。
- (3) 会場の設営等に係る経費は申請者の負担とする。
- (4) 申請者は、当該事業実施後、消費者教育の取組内容の検討を行うとともに、研修等の効果を継続・普及させるため、積極的な周知や各種会議等での報告などに努めることとする。